北区赤羽駅西口駐車場・自転車駐車場 指定管理者公募要項

目 次

I		指定	管理者制度の導入									
		1	駐車場・自転車駐車場の現状	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		2	指定管理者制度導入の目的	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		3	公募要項の位置付け	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		4	指定期間	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		5	使用料の取扱い	•	•	•	•	•	•	•	•	1
П		事業	概要									
		1	施設概要	•	•	•	•	•	•		•	2
		2	使用料一覧	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		3	業務内容	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		4	利用料金の保管	•	•	•	•	•	•	•		4
		5	人員体制	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		6	管理運営に関する収入及び経	費	•	•	•	•	•	•	•	$4 \sim 5$
		7	事業の実施	•	•	•	•	•	•	•	•	$5\sim6$
		8	評価	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		9	立入り検査及び監査	•	•	•	•	•	•	•	•	7
]	L	O	モニタリング	•	•	•	•	•	•	•	•	7
]	L	1	リスクへの対応	•	•	•	•	•	•	•	•	7
]	L	2	事業の継続が困難となった場	合	等		•	•	•	•	•	$7 \sim 8$
1		3	施設設備の部分改修、修繕の	た	め	_	時	的	に	休	場する場	合
				•	•	•	•	•	•	•	•	8
]	L	4	注意事項	•	•	•	•	•	•	•	•	8
Ш		指定	管理者の応募・選定									
		1	指定管理者選定スケジュール	(子	分分	₹)		•	•	•	•	9
		2	応募者の参加資格要件等	•	•	•	•	•	•	•	•	$9 \sim 10$
		3	応募手続き	•	•	•	•	•	•	•	•	10~11
		4	選定方法	•	•	•	•	•	•	•	•	1 2
		5	選定基準	•	•	•	•	•	•	•	•	$1 \ 2 \sim 1 \ 3$
		6	指定管理者の指定・協定	•	•	•	•	•	•	•	•	1 4
\mathbf{W}		問い	会わせ生 ・・・・				•				•	1 5

I 指定管理者制度の導入

1 駐車場・自転車駐車場の現状

北区では、平成26年1月1日から駐車場を区が管理することとなった。

収容台数は450台。また、自転車駐車場は、放置自転車対策の一環として駅 近傍に駐輪施設を設置し、駅周辺の放置自転車の解消を図っている。

現在、自転車駐車場は、32カ所あり、自転車については16,050台の収容台数がある。他に、原動機付自転車618台の収容台数がある。

(駐車場・自転車駐車場の指定管理者制度導入について)

指定管理者制度を活用していくための指針として「北区指定管理者制度ガイドライン(平成18年4月制定、令和5年4月改定)」を策定し、その後、「北区経営改革プラン(平成17年3月策定)」及び「北区経営改革新5か年プラン(平成22年3月策定)」において自転車駐車場への導入を位置づけ、実施している。

2 指定管理者制度導入の目的

指定管理者制度を導入する目的は以下のとおりである。

- (1) 多様化する利用者ニーズに効果的・効率的に対応するため。
- (2) 公の施設管理に民間能力を活用し、サービスの向上を図るため。
- (3) 施設の維持管理経費を削減するため。

3 公募要項の位置付け

北区赤羽駅西口駐車場・自転車駐車場指定管理者公募要項(以下「要項」という。)は、東京都北区駐車場条例(平成25年10月東京都北区第50号。以下、「駐車場条例」という。)及び東京都北区自転車等駐車場条例(昭和61年3月東京都北区条例第1号。以下、「自転車等駐車場条例」という。)に基づき、赤羽駅西口駐車場・自転車駐車場の施設の指定管理者候補者を公募するために定めた要項である。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

指定期間中に実績評価及び法人の経営状況の調査を実施し、その結果、協定書に定める管理運営水準を満たさない場合、又は経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能もしくは著しく困難になったと判断されるときは指定を取り消す場合がある。

5 使用料の取扱い

- (1)施設の使用料は、利用料金制とし、指定管理者の収入とする。
- (2) 指定管理者の提案による金額を北区へ指定期日までに納付するものとする。

Ⅱ 事業概要

1 施設概要(赤羽駅西口駐車場・赤羽駅西口自転車駐車場)

所 在 地 東京都北区赤羽西一丁目7番1号

敷地面積 7,784.43㎡

施設面積 13,755.51㎡(登記簿による)

駐 車 場 棟:地下1階~地上9階、屋上階

管 理 事 務 所: 60.07㎡ エレベーター: 20人乗り2基

ベルトコンベア:サイクルライン3基

内 訳 (1) 駐車場 12648.16㎡

(2) 駐車場(自動二輪車等) 153.09 m²

(3) 駐車場 (自転車) 894.19㎡

(4) 事務所 60.07 ㎡

(参考) 建物総面積 61,739.01 m²

収容台数(※)

(1)	自動車	当日利用	330台
		定期利用	120台
(2)	自動二輪車	定期利用	6台
(3)	原動機付自転車	定期利用	8台
(1)	白転宙	4日利田	500台

(4)自転車 当日利用 500台 定期利用 160台

※定期利用の台数は令和5年4月1日現在(定期、当日の比率は区と協議)

利用時間 (1)自動車 24時間無休

(2) 自動二輪車等・自転車 年中無休

利用時間 午前4時から翌午前1時まで

利用台数(令和4年度)

(1) 駐車場当日利用298,336台定期利用1,450台

(2) 自転車駐車場 当日利用 220,891台

定期利用(自転車) 2,885台

定期利用(原付) 18台

2 使用料

- (1) 駐車場(駐車場条例別表第2及び別表第3)
- ①普通自動車、小型自動車及び軽自動車(自動二輪車を除く。)

利用方法	使用料の種類	利用時間	利用単位・種類	金額
	当日使用料	午前9時から 午後11時ま	最初の1時間 まで	410円
当日利用		一 で で	以後30分 までごとに	200円
ヨロかりの		午後11時か ら翌日午前9	最初の1時間 まで	100円
		時まで	以後30分 までごとに	5 0 円
	回数駐車券		30分券 12枚綴り	2,050円
	四 奴紅 平 分		60分券 100枚綴り	33,420円
	定期使用料		1 箇月	35,640円
定期利用	平日限定使用 料		1 箇月 (休日を) 除く。※1)	21,600円

②自動二輪(駐車場条例別表第2)

利用	利用方法 使用料の種類 利用時間		利用時間	利用単位•種類	金額
定期	利用	定期使用料	午前4時から 翌午前1時まで	1 箇月	5,400円

(2) 自転車駐車場(自転車等駐車場条例別表第2)

種別		利用七分	北区	区民	北区民以外			
作里方门	利用方法		一般	学生	一般	学生		
		当日利用	150円					
	(-	一日一回) ※ 2	1 0 0		0 F3	' 门		
自転車	定期	1 箇月	2,160円	1,290円	3,240 円	1,940円		
	利用	3か月	5,830円	3,490円	8,740 円	5,240 円		
	小儿儿	6 か月	10,490円	6, 290 円	15,730円	9,430 円		
原動機付	空抽	1 箇月	3,240 円	1,940円	4,860円	2,910円		
所 則 自転車	定期利用	3か月	8,740 円	5,240 円	13,110円	7,860円		
日料中	小川川	6 か月	15,730 円	9,430 円	23,590円	14, 150 円		

- ※1この表において休日とは、次のとおりとする。
- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日
- ※2当日利用時間は午前4時から翌午前1時まで

3 業務内容

- (1) 駐車場・自転車駐車場の維持管理に関する業務
 - ① 駐車場・自転車駐車場利用者への公平な接遇及び安全確保
 - ② 駐車場・自転車駐車場施設等の警備業務
 - ③ 駐車場・自転車駐車場施設等の良好な維持管理
 - ④ 駐車場・自転車駐車場スタッフの適正な人員配置
 - ⑤ 駐車場・自転車駐車場スタッフへの研修
 - ⑥ 駐車場・自転車駐車場及びその周辺の清掃及び整頓
 - (7) 利用者等の苦情等への対応業務
 - ⑧ 事業報告書・経理関係文書等の適時な提出
- (2) 駐車場・自転車駐車場に関する次の業務
 - ①事業の運営
 - ②利用の承認・使用料の収受
 - ③利用の不承認
 - ④利用承認の取消し等
 - ⑤利用料の減免業務
 - ⑥利用料の還付業務
- (3) その他、北区が必要と認める業務

4 利用料金の保管

利用料金の取り扱いは、公金に準ずるものとする。受領した利用料金は指定管理者が適切に保管し、特に夜間の防犯対策については留意すること。

5 人員体制

業務内容を確実に遂行し、駐車場・自転車駐車場施設の設置目的を効果的に達成できる人員を配置すること。

6 管理運営に関する収入及び経費

(1) 収入

駐車場・自転車駐車場は、利用料金制を導入することとし、指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び指定管理者が実施する事業に伴う収入を自らの収入とすることができる。

なお、利用料金については、駐車場条例別表第二及び自転車等駐車場条例別表 第二に定める金額の範囲内で指定管理者が北区の承認を受けて利用料金を定め るものとする。

(2) 運営経費の負担

- ①指定管理者の負担
 - ・駐車場・自転車駐車場の管理に要する経費(人件費、労務費(第三者委託 した業務に従事する職員の給与等)は、北区公契約条例の特定公契約に該当

するため、労働報酬下限額等、法令遵守すること。)

- ・駐車場・自転車駐車場の管理に伴う消耗品、備品等の経費
- ・駐車場・自転車駐車場の管理に伴う小修繕、保険等の経費
- ・消費税(課税内容・納入金額等については、税務署に相談すること。また、 インボイス制度にも適切に対応すること。)

②北区の負担

駐車場及び自転車駐車場施設の構造又は形態の変更にかかる大規模修繕の うち100万円以上のものとする。

③納付金

- (ア) 区と指定管理者との協議により決定した金額を指定期日までに納付する こと。
- (イ)年間利用料金収入が提案された各年度の資金収支計画書に示す収入額よりも上回った場合、その2分の1相当額を区に納付すること。
- (ウ) なお、指定管理期間中、施設数や施設内収容台数等の増減があった場合 は、区と協議の上決定するものとする。

(3) その他

①区分会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けること。

②管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

- ③備品等の帰属等
 - (ア) 購入した備品等は、北区に属するものとする。
 - (イ) 備品等を購入及び廃棄する場合は、事前に北区に報告することとする。

7 事業の実施

(1) 法令等の遵守

指定管理者として公の施設の管理運営を行う際は、特に次に掲げる法令等を遵守すること。

- ① 地方自治法 (昭和22年法律第67号)
- ② 労働基準法 (昭和22年法律第49号)
- ③ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- ④ 労働安全衛生法(昭和47年法律第37号)
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ⑥ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- ⑦ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)
- ⑧ 駐車場条例
- ⑨ 自転車等駐車場条例
- ⑩ 東京都北区自転車の放置防止に関する条例(昭和58年12月東京都北区条例

第24号)

- ① 東京都北区行政手続条例(平成8年12月東京都北区条例第35号)
- ② 東京都北区情報公開条例(平成12年12月東京都北区条例63号)
- ③ 東京都北区公契約条例(令和4年6月21日東京都北区条例21号)

(2) 施設の運営

- ① 駐車場開場時間、区から承認を得た場合を除き、原則24時間有人管理とする。
- ② 自転車駐車場は午前4時から翌午前1時の時間帯で有人管理とする。
- ③ 駐車場及び自転車駐車場いずれにおいても、発券機、精算機、入出場ゲート等の無人管理設備を保有し当該施設において使用する場合、協議の上、無人管理を認めることとする。
- ④ 無人管理設備導入にあたっては、施設の特性を考慮し現利用者の利便性を図ることとし、駐車場については現金・クレジットカード・交通系電子マネー(Suica、Pasmo等)・流通系電子マネー(nanaco、waon等)での決済が可能な機器を導入すること。自転車駐車場については現金・交通系電子マネー(Suica、Pasmo等)・流通系電子マネー(nanaco、waon等)での決済が可能な機器を導入すること。主要な提携先においては、駐車場・自転車駐車場ともに共通の認証方式を導入し、利用者及び提携先の利便性向上を図ること。
- ⑤ 指定管理者は区と協議の上、指定管理者の負担で、駐車場・自転車駐車場機器等を新規に設置することができる。指定管理者の責任・負担で、プログラムの設定、保守点検及びリース・保守契約等を行うこととし、新設した駐車場・自転車駐車場機器等の指定期間終了後の取扱いについては、原状回復を原則として区と協議の上決定するものとする。

(3) 指定管理者の自主事業

指定管理者は北区の承認を得て自主事業を実施できるものとする。

ただし、自動販売機等の設置については、利益の一定割合を区に還元するものとする。対象となる利益の額は、自動販売機等の売上額から管理費用(電気代、目的外使用料等)を引いた金額とし、1,000円未満は切り捨てる。

利益の還元については、応募者の提案事項とするが、50%を下限とし、それを下回る提案は認めない。

自動販売機等の電気料については、施設全体の電気メーターとは別に、自動販売機等専用のメーターを設置すること。また、自動販売機等にかかる収支は、利用料金収入(本業務)の収支に参入せず、別途報告をするものとする。

(4) 事業報告

指定期間中は、原則として、以下の事業報告を行うものとする。なお、報告書の様式及び提出期限は協定で定める。

- ① 月次報告(事業·実績)
- ② 四半期事業報告書
- ③ 年間事業報告書

8 評価

指定期間中、法令及び協定が遵守されていないことが認められたとき、又は事業を 評価した結果、改善が必要と認められるときは北区から是正勧告をする。

この是正勧告後も改善が見られないときは、指定管理者の指定を取消す場合がある。

9 立入検査及び監査

北区は、指定管理者に対して業務及び経理の状況について、実地に立入検査を行うことができる。

また、北区監査委員は指定管理者が行う経理について監査することができる。なお、監査等に要する資料は、北区の指示に従って作成すること。

10 モニタリング

北区は施設の管理運営状況について、定期及び随時のモニタリングを行う。 実施方法等については、協定等で定めることとする。

11 リスクへの対応

指定期間中、主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応するものと する。

) 0			
リスクの種類	内容	北区	指定管理者
法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に影	協議事項	
四月なこの交叉	響を及ぼす法令等の変更		
物価	指定後のインフレ、デフレ		\circ
127 Ш	急激な物価変動	協議事項	
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		\circ
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		0
運営費の膨張	北区以外の要因による運営費の膨張		0
	施設、機器等の損傷	協議	事項
施設損傷	指定管理者の責による施設管理上の		
	瑕疵に起因する火災事故		
災害時	本施設が防災拠点として利用されて	協議事項	
火音时	いる間の業務停止による運営リスク		
利用者、第三者に	指定管理者が行う業務の履行に関し		
利用有、第二有に 対する賠償	て発生した損害・事故		
対する短便	その他の原因で生じた損害・事故	協議	事項

12 事業の継続が困難となった場合等

- (1) 協定の解釈で疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合 北区と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、又は 困難であると北区が判断した場合 北区は指定の取消しができる。この場合、北区が被った損害は指定管理者が賠

償するものとする。

- (3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合 災害、その他の不可抗力等、北区及び指定管理者双方の責に帰すことができな い事由により、業務の継続が困難になった場合、事業の可否について協議する ものとする。
- 13 施設設備の部分改修及び修繕のため一時的に休場する場合 施設の維持管理上、止むを得ず休場する場合は、事前協議を行うこととする。

14 注意事項

- (1) 指定管理者は、事前に書面により北区の承認を受けた場合を除いて、本事業の一部を第三者に委託してはならない。
- (2) 当該施設が公の施設であることを常に念頭において、公平な運営に努めること。
- (3) 北区及び区民、関係団体、官公庁等との連携を図った事業運営を行うこと。
- (4) 北区の条例、規則及び個人情報の保護に関する法律に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規定を定め、職員に周知徹底すること。
- (5) 緊急対応策、防犯対策についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (6) 指定管理者が施設の運営管理にかかる各種規定等を定めるときは、北区と協議して行うこと。
- (7) 指定管理期間の終了又は指定取消しの際、現行の業務を北区又は新たな指定 管理者に速やかに引継ぎができるようにするため、現行の業務内容を記載した 引継ぎマニュアルを作成し確実に引継ぎを行うこと。
- (8) 指定管理者は本業務の実施にあたり、施設賠償責任保険に加入すること。
- (9) その他、仕様書に記載のない事項については、北区と協議を行い、北区の指示に従うこと。

Ⅲ 指定管理者の応募

1 指定管理者選定スケジュール(予定)

日程	内 容
令和5年12月28日~令和6年3月7日	公募要項の配布。ホームページ公開
令和5年12月28日~令和6年1月19日	質問書の受付
令和6年1月31日	質問書の回答
令和6年2月15日~令和6年3月7日	申請書類の受付、提出締切り
令和6年4月下旬	公募第一次審査(書類審査)
令和6年5月下旬	公募第二次審査 (プレゼンテーション)
令和6年7月頃	指定管理者候補者內定通知交付
令和6年9月~10月	協議、北区議会指定議決
令和6年11月~令和7年3月	協定締結に向けた協議 指定管理者による管理準備
令和7年4月1日	指定管理者による管理開始

※応募者数によって日程を変更する場合があります。

2 応募者の参加資格要件等

- (1) 応募者の資格
 - ① 駐車場・自転車駐車場の運営管理業務を10年以上有する企業又は団体であること。
 - ② 公営駐車場・自転車駐車場の運営管理業務を5年以上の実績を有していること。
 - ③ 東京都内において、公営駐車場・自転車駐車場の管理運営業務に関し、2年以上の実績を有していること。
 - ④ 直近5年以内に公営駐車場・自転車駐車場の運営管理契約において、当初契約 期間内の中途解約をしていないこと。
 - ⑤ 24時間365日対応可能なコールセンター機能を保有していること。
 - ⑥ 個人での応募は不可
- (2) 応募者の制限

次に該当する法人等は、応募者となることができない。(※)

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている法人

- ③ 応募書類提出時点において、東京都北区の競争入札等の氏名の停止の措置、又は入札参加除外の措置を受けている者
- ④ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等(なお、理由に関係なく応募後に判明した場合、その時点で参加資格を失う。)
- ⑥ 指定管理者になろうとする法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力 団員及びそれらの利益となるような活動を行う団体又は構成員又は関係者の 場合

※注意事項

応募者が、協定締結までの間に上記に規定する応募者資格を有しなくなった場合、又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

- (3) 共同事業体(コンソーシアム)で申し込む場合の留意事項
 - ① 共同事業体の名称、代表団体が定められ、構成表、各団体の役割と責任が明確 に記載された共同事業体協定書兼委任状の提出があること(別紙「赤羽駅西口 駐車場・自転車駐車場指定管理者指定申請書類」参照。)。
 - ② 単独で応募した団体が他の共同事業体応募の構成員になること及び共同事業体応募の構成員が他の共同事業体応募の構成員になることはできない。
 - ③北区との協定に関する責任は構成員の全てが負うこと。
 - ④ 代表団体は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより定められた共同格付(等級)において、他の構成員に対し同等以上の格付を有しているものであること(種目は問わない)。
 - ⑤ 代表団体は、施設の管理に係る主要な業務を担うものであること。
 - ⑥ 指定期間において、代表団体が破産又は解散した場合は、協定書に基づき指定を取り消すものとする。

3 応募手続き

(1) 公募要項の配布※

公募要項を令和5年12月28日(木)~令和6年3月7日(木)に配布します。

- ① 配布場所:東京都北区土木部土木管理課自転車対策係 東京都北区王子本町1-15-22(北区役所第一庁舎3階21番窓口)
- ② 配布時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く) ※北区のホームページにも公募要項、様式集を掲載します。
- (2) 現場説明会の開催

現場説明会を開催します。参加を希望される団体は、令和6年1月10日(水)午後5時までに電子メールで別紙「様式1-3 公募及び現場説明会参加申込書」を \mathbb{N} の提出先までご提出してください。

開催日時:令和6年1月17日(水)午後2時

集 合:赤羽文化センター (パルロード2の3階)

北区赤羽西1-6-1-301

現場案内:
同日
午後3時(説明会終了後)

集 合:パルロード3 ループ館 1階 自転車駐車場入口前

北区赤羽西1-7-1

注意事項

① 説明会には、車でのご来館はご遠慮願います。また、交通費等、説明会参加に要する費用の全ては参加者負担となります。

② 説明会に参加される方は、1団体につき2名までとします。

(3) 公募要項に関する質問書の受付と回答

① 受付期間:令和5年12月28日(木)~令和6年1月19日(金)

② 受付方法:電子メールに別添「様式1-4 指定管理者指定申請に係る申請書を添付して提出してください(電話での質問は受け付けません。)。

③ 回 答:令和6年1月31日頃メールで全ての応募団体に回答いたします。 なお、メールが届かない場合はIVの問い合わせ先までご連絡くださ い。

(4) 提出書類

提出書類は、別添「北区赤羽駅西口駐車場・自転車駐車場指定管理者申請書類」に 従い関係書類(正本1部、副本8部)を提出してください。なお、副本のうち7部は 会社名・法人その他団体名、共同事業体名等、申請者がわかる又は、類推できる記載 は全て秘匿して提出してください。既に印字されている場合は、黒塗りして会社名・ 法人その他団体名、共同事業体名等を消してください。

また、書類の提出については、下記提出先まで持参してください(郵送不可。)。 ※注意事項

- ① 書類は全てA4サイズで統一してください。
- ② 提出いただいた書類のご返却はいたしません。
- ③ 法人以外の団体にあっては、相当する書類を提出してください。
- ④ 関係書類作成に要した諸経費については、応募者の負担となります。
- ⑤ 提出された提案書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、北区が採用する提案の公表等に必要な場合は、無償で使用できるものとします。また、協定締結後は、公正性、透明性及び客観性を期するため、公表することがあります。決定事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開します。なお、提出された提案書等は返却いたしません。
 - (5) 提出先

IVの問い合わせ及び提出先参照

(6)提出期間

令和6年2月15日(木)~令和6年3月7日(木)午後5時まで(必着)

4 選定方法

指定管理者候補者の選定は、第一次及び第二次の二段階審査で実施します。審査及 び選定はまちづくり施設等指定管理者候補者選定委員会(以下、「選定委員会」とい う。)が行い、北区が決定します。

なお、選定委員会での採点内容及び他団体からの申請書類の内容は、公表しません。

(1) 第一次審査(書類審査)令和6年4月下旬

第一次審査は、応募書類の内容による選考を行います。その際、事業者(共同事業体の場合は代表団体。以下同じ。)の登記簿上の本店所在地が、過去5年間に渡り北区内にある場合には獲得した点数の10%を加算します。第一次審査通過団体は3団体程度になります。第一次審査の結果は、応募者全てに郵送でお知らせします。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)令和6年5月下旬

第一次審査通過者には、令和6年5月下旬にプレゼンテーション方式による第二次 審査を行います。その際、事業者の登記簿上の本店所在地が、過去5年間にわたり北 区内にある場合には獲得した点数の10%を加算します。

詳細は改めて連絡することとします。

(3) 候補者の選定

選定委員会の結果を受け、北区は第一交渉権者及び第二交渉権者を決定します。 また、選定の結果、該当なしとする場合があります。

(4) 応募者名の公表

候補者選定終了後、応募者名を公表します(第一及び第二交渉権者以外は順位を公表しません。)。

5 選定基準

指定管理者の選定は以下の基準に基づいて行います。

(1) 事業計画に関すること

事業計画の内容が、駐車場及び自転車駐車場の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。事業計画の内容が利用者へのサービスの向上を図るものであること。

- ① 利用者に対する理念・基本方針
 - ア) 利用者が満足できるようなサービス提供に対する考え方は適切か。
 - イ) 利用者からの苦情などトラブルに対する対策は適切か。
 - ウ) サービス評価及び情報公開に対する方策が適切か。
- ② 安全管理についての基本方針
 - ア)利用者の事故・傷病発生時に対応策、連絡体制及び他機関との連携体制 は十分か。
 - イ) 防犯・防災対策、防火訓練計画などが具体的に提案されているか。
 - ウ)利用者の施設利用に伴う、備品・設備等の維持管理・保守などの安全対策について十分な配慮がなされているか。
 - エ) 駐車場及び自転車駐車場の維持管理について認識はあるか。

- ③ 施設運営に必要な人員体制
 - ア) 効率的で適切な職員配置がなされているか。
 - イ)職員に無理な負担をかけない勤務体制、堅実な給与体系が維持されて いるか。
 - ウ) 施設管理マニュアル、窓口対応マニュアルなど人員配置に付帯した適切な方策はあるか。
 - エ)人材育成のために具体的な研修プログラムが計画されているか。
- ④ 駐車場及び自転車駐車場運営に関する認識度
 - ア) これからの駐車場及び自転車駐車場のあり方について認識はあるか。
 - イ) 放置自転車対策に対する認識はあるか。
 - ウ) 自主事業は利用者のニーズを捉えた提案がなされているか。
- ⑤ 法令遵守及び情報管理体制
 - ア) コンプライアンス(法令遵守) の姿勢は明確にされているか。
 - イ) コンプライアンスに対しての取組み、職員への指導は適切か。
 - ウ) 個人情報に対する方策が適切か。
 - エ)利用者のプライバシー保護及び管理体制は明確か。
- (2) 経営能力に関すること

事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

- ① 施設管理及び事業運営に関する計画
 - ア) 今後5年間の資金収支計画書の科目ごとの算出根拠が適切か。
 - イ) 適正に施設の維持管理費が縮減できる具体的な対応策が示されている か。
 - ウ) 利用者増を図る方策が具体的に示されているか。
- ② 経営状況
 - ア) 財政状況は健全であるか。
 - イ) 自己資金は確実に保有されているか。
 - ウ)委託金、借入金、自己資金等による資金調達が適切か。
 - 工)過去3年間の経営実績及び今後5年間の資金計画に問題はないか。
- ③ 公共施設の運営実績
 - ア) 指定管理者としての実績はあるか。
 - イ) 自治体及び官公庁において委託業者としての実績はあるか。
 - ウ) 現在、指定管理者の候補者として申請中の事例はあるか。
- ④ 北区への貢献度
 - ア) 今後5年間の納付予定額が適切であるか。
 - イ) 北区の資産形成への貢献度
- ⑤ 熱意·意欲
 - ア) 北区の放置自転車対策に貢献しようとする意欲を有しているか。
 - イ) 北区の施設を運営する法人としてふさわしい理念をもっているか。
 - ウ) 本事業に参画する強い意志があるか。

6 指定管理者の指定・協定

(1) 指定

北区議会に指定管理者の指定に関する議案を提出し、議会の議決後、指定管理者に指定する。

協定書は指定期間全体を対象とする「基本協定書」及び1年単位の「年度協定書」 を

定める。

(2)協定

指定議決後に協定を締結します。協定で最低限定める事項は以下のとおりとする。

- ① 業務範囲に関する事項
- ② 指定期間に関する事項
- ③ 業務の仕様に関する事項
- ④ 利用の許可等に関する事項
- ⑤ 事業計画書に記載された事項
- ⑥ 自主事業に関する事項
- (7) 行政財産目的外使用許可に関する事項
- ⑧ 備品購入に関する事項
- ⑨ 施設の維持修繕に関する事項
- ⑩ 利用料金(納付金)に関する事項
- ① 管理業務を行うにあたって保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
- ② 事業報告書及び事業評価に関する事項
- ③ 北区が支払うべき経費、支払時期に関する事項
- (4) 不服申立て及び損害賠償の取扱いに関する事項
- ① 危険負担に関する事項
- 16 引継ぎに関する事項
- ① 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑧ その他北区が必要と認める事項

Ⅳ 問い合わせ先及び提出先

北区土木部土木管理課自転車対策係 小山・山本・大久保・赤間

電 話: 03 (3908) 9218 FAX: 03 (3908) 6703

e-mail: dobokukanri-ka@city.kita.lg.jp